

# 2012年 法令手続カレンダー (卓上用)のご案内

法令手続カレンダーは諸官庁への税務・労務の手続スケジュールを詳しく掲載した大変便利なカレンダーです。

これがあれば毎月の手続の予定が簡単に立てられ業務の効率化、簡素化に役立ちます!

「うっかり忘れ…」 「どこに提出すればいいの?…」 等々これ一つで解消されます!

人事・労務・総務担当の方が使って役立つ、もらって嬉しいカレンダーです。

顧客のギフト商品として、また社内のツールとしてご利用ください。



写真はイメージです

カレンダー参考価格 540円(本体価格)

## 諸官庁への法令手続スケジュールを掲載

提出期限	1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]	法令の改正により、変更になることがあります。変更の際は、それぞれ読み替えてご使用ください。
10日	源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行] 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所] 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署] 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月~12月分> [郵便局または銀行]	
31日	法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署] 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村] 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村] 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行] 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月~12月分> [労働基準監督署] 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行] 労働保険料納付<延納第3期分> 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所] 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]	
本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)] 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]	

※提出・納付期限が、日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

## 名入れ承ります

販促品・ノベルティ商品としてご活用下さい。

数量に応じて価格のご相談を承ります。

お見積・お問合せ・ご質問はこちらへ。



Email : tokuhan@horei.co.jp  
 TEL : 03-3862-5463  
 FAX : 03-3862-5045



日本法令®

http://www.horei.co.jp/